

申請手数料表
(適合証明手数料)

株式会社トータル建築確認評価センター

(適合証明手数料の収納)

適合証明手数料は原則現金で申請時に窓口で納入するものとする。ただし、協議により別の収納方法により納入することもできる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 当機関との協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

■新築住宅

【一戸建て等住宅（一戸建て、連続建て、重ね建て）】

(表 1-1)

単位：円（税込額）

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
確認と同時に行う場合	5,000	15,000	10,000
確認及び建設評価と同時に行う場合	5,000	10,000	5,000
建設評価と同時に行う場合	5,000	10,000	10,000
適合証明のみの場合	10,000	20,000	20,000
竣工済特例の場合	20,000		30,000

※S（優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準）の設計手数料は基準毎に表 1-2 の手数料を加算して下さい。

(表 1-2)

単位：円（税込額）

適用する基準	手数料
省エネルギー性 ※	10,000
耐久性・可変性 ※	
耐震性	
バリアフリー性	

※省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

【共同住宅等】

(表 2-1)

単位：円 (税込額)

	規模	設計検査	竣工現場検査
確認と同時に行う場合	50戸以下	100,000	20,000+戸数×4,000
確認及び建設評価と同時に行う場合	50戸以下	100,000	20,000+戸数×2,000
建設評価と同時に行う場合	50戸以下	100,000	20,000+戸数×3,000
適合証明のみの場合	50戸以下	150,000	50,000+戸数×6,000

※S (優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準) の設計手数料は基準毎に表 2-2 の手数料を加算して下さい。

※50戸超えは、別途見積りによります。

(表 2-2)

単位：円 (税込額)

適用する基準	手数料
省エネルギー断熱等性能等級によるもの ※	30,000
省エネルギー一次エネルギー消費量等級によるもの ※	
耐久性・可変性 ※	
耐震性	
バリアフリー性	

※省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

【賃貸住宅】

(表 3-1)

単位：円 (税込額)

	設計検査	竣工現場検査
確認と同時に行う場合	※ 戸数×3,000	戸数×5,000
確認及び建設評価と同時に行う場合	戸数×3,000	戸数×3,000
建設評価と同時に行う場合	戸数×3,000	戸数×4,000
適合証明のみの場合	※ 戸数×6,000	戸数×10,000

※次の各号における審査を要する場合は、金額を加算する。

1. 断熱等性能等級によるものは、戸数毎に3,000円を加算する。
2. 一次エネルギー消費量等級によるものは、戸数毎に5,000円を加算する。